（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （通訳案内士法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の通訳案内士法施行規則第十六条第三項（同令第三十七条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは、「について」とする。 （旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第九条**　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一条の四第二項及び第三項並びに第一条の五第二項及び第三項の規定の適用については、同令第一条の四第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、同令第一条の五第二項及び第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」とする。	**附　則** （通訳案内士法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の通訳案内士法施行規則第十六条第三項及び第二十一条第三項の規定の適用については、同令第十六条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第二十一条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。 （旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第九条**　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一条の三第二項及び第三項、第一条の四第二項及び第三項並びに第三十四条第三項の規定の適用については、同令第一条の三第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、同令第一条の四第二項及び第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、第三十四条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とする。 （外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第十三条**　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則第二十五条第三項及び第三十条第三項の規定の適用については、同令第二十五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第三十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。 **第十四条～第十六条**　（略） （国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第十七条**　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第五十二条第三項及び第五十七条第三項の規定の適用については、同令第五十二条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第五十七条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。
（削る）	
第十三条～第十五条　（略）	
第十七条から第二十二条まで　削る	